

令和8年度高知市立高等学校教員採用候補者選考審査募集要項

高知市教育委員会

この選考審査は、高知市立高等学校教員として令和8年4月1日付け採用予定者を選考するための資料を充足することを目的に実施します。

1 審査の対象となる職及び教科等

(職) 高等学校教諭

(教科) 「英語」1名程度, 「商業」2名程度

【注】 日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤の講師とします。以下、該当者は「教諭」を講師と読み替えます。

2 受 審 資 格

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者としてします。

(1) 現に当該教科に係る高等学校教諭普通免許状(ただし、教員免許更新制において令和8年4月1日時点で有効な免許状*)を有する者又は令和8年3月31日までに同免許状取得見込み確実な者。

* 教員免許更新制において、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日以降となっている場合、もしくは令和4年6月30日時点で旧免許状が休眠状態となっている場合、又は令和4年7月1日以降に新しく免許を取得している場合。

(2) 昭和39年4月2日以降に生まれた者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者。

3 出願の手続

(1) 願書の受付期間・提出方法及び提出先等

受付期間	令和7年5月1日(木)から令和7年5月30日(金)17時15分まで
提出方法	郵便事故に対応するため、必ず簡易書留による郵送とします。上記期間の消印のあるものに限り。なお、封筒の表に『採用審査に係る願書在中』と朱書してください。
提出先及び問合せ先	〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎4階 高知市教育委員会 学校教育課 高等学校企画政策室 TEL 088-823-9479

(2) 提出書類(受審者は、次のア～オの全ての提出が必要です。)

ア 願 書	願書の注に従い、記入してください。
イ 申 告 書	申告書の注に従い、記入してください。
ウ 最終学校学業成績証明書	(開封無効) 大学院修了者又は大学院在籍者は、大学院のものは必要ありません。 なお、通信教育で教員免許を取得している者は、卒業大学と通信教育を受けている大学の両校の学業成績証明書を提出してください。 また、編入等で複数の大学等に在学した者も、両校の学業成績証明書を提出してください。
エ 受 審 票	受審票の注に従い、記入してください。
オ 返信用封筒	2通(受審票送付用及び第1次審査結果通知用) 宛て先を明記した長形3号の定形封筒(23cm×12cm)に110円切手を貼付したもの。なお、宛て名については、事務処理上「〇〇〇〇様」と記入してください。

(3) 募集要項の配付・請求

配 付 場 所: 高知市教育委員会学校教育課

高知市ホームページ学校教育課 <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/77/> からダウンロードして利用できます。

郵送による請求: 宛て先を明記し、180円切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒: 33cm×24cm)を同封して、封筒の表に『教員採用募集要項請求』と朱書し、上記学校教育課高等学校企画政策室まで請求してください。(請求後、送達まで約10日間の期間を見込んでください。)

(4) 受審票の送付

受審票は、受付手続をした後、受審番号を記入して返送します。6月13日(金)までに届かない場合は、上記(3)の学校教育課高等学校企画政策室までご連絡ください。

4 審査の日時・会場及び審査内容等

(1) 第1次審査令和7年6月28日(土) 9:10~16:00 (予定)

日 時	審査区分	内 容	会 場
令和7年6月28日(土) 9:10~16:00 (予定)	教職・一般教養	教員として必要な教職教養・一般常識について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(60分)	高知商業高等学校 高知市大谷6番地 TEL: 088-844-0267
	専門教養	教科・領域の専門教養について、大学卒業程度の問題と学習指導要領に示されている内容の問題をあわせて出題します。(60分)	
	面接審査	人物・教養・適性・社会性等について、集団面接により行います。(各組60分程度)	

【第1次審査時の主な注意点】

- 会場には必ず、受審票、筆記用具、上履き及び靴入れを持参してください。
- 午前9時までに審査室に入室してください。審査室は、午前8時45分から入室できます。
- 審査会場の高知商業高等学校は、敷地内全面禁煙です。
- 審査会場には、受審者用の自動車の駐車場がありません。また、試験会場付近には、有料駐車場も少ないため、受審される方は公共交通機関等を利用してください。なお、審査会場付近への無断駐車は絶対にしないでください。
- 審査会場のゴミ箱は利用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。
- 審査の際は、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の使用を禁止します。
- 服装については、エコスタイルで差し支えありません。

(2) 第2次審査

第1次審査合格者に対して行います。審査日時・会場等詳細については、第1次審査合格発表等の際にお知らせします。

日 時	審査区分	内 容	会 場
令和7年8月23日(土)	実技審査	指定課題による模擬授業	高知市たかじょう庁舎6階 高知市鷹匠町二丁目1-43 TEL: 088-823-9479
	面接審査	人物・教養・適性・社会性等について、個別面接を行います。	

5 第1次審査の一部(教職・一般教養審査)の免除について

前記の「2 受審資格」を満たし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する人は、希望により第1次審査のうち教職・一般教養審査を免除します。

	要 件	提出書類
(1) 現職教員経験による一部免除	令和7年4月1日現在、他都道府県の国・公立学校の現職教員(任期を定めて採用された教員を除く。)である者。	在職を証明する書類(任命権者の証明印が必要)の写しを提出ください。
(2) 過去の教員経験による一部免除	過去に本県又は他都道府県の国・公立学校における正規の教員経験者(任期を定めて採用された教員を除く。)で、令和7年3月31日までに通算して3年以上(受審する教科と同一の教職経験であって、育児休業、休職等の期間を除く。)の勤務経験を有する人。	勤務年数確認のため、出願時に、通算3年以上の職務経験を証明する書類(発令された履歴事項が全て記載されたもので、任命権者の証明印が必要)の写しを提出ください。
(3) 本県の臨時教員経験による一部免除	令和7年5月30日までの期間に、本県の国・公立学校臨時教員として通算24月以上の勤務経験を有し、出願時に、本県の国・公立学校の任期付教員又は臨時教員として配置されている者 ここにいう臨時教員とは、本県の国・公立学校における常勤講師(期限付講師)又は非常勤講師(時間講師・週8時間以上)とし、勤務経験月数は、1日でも任用のあった月は1月として計算します。勤務経験期間は連続している必要はありません。また、異校種・異教科の勤務経験を通算することができます。	勤務経験月数確認のため、出願時に、通算24月以上の勤務経験を証明する書類(辞令書・人事異動通知書等)の写しを提出ください。

6 選考審査結果の通知

(1) 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、令和7年7月下旬に受審者全員に文書で通知するとともに、高知市ホームページに掲載します。

(2) 採用候補者への通知

第1次審査及び第2次審査の結果をもとに採用候補者を決定し、その結果を令和7年9月中旬に決定された方に文書で通知するとともに、高知市ホームページ学校教育課に掲載します。

なお、第2回目の発表をする場合があります。その場合についても、決定された方に文書で通知するとともに、高知市ホームページ学校教育課に掲載します。

また、第1次審査合格者で最終的に採用候補者とならなかった方には、別途、令和8年2月下旬に通知します。

7 採用候補者への通知から採用まで

(1) 採用候補者の採用予定日は、令和8年4月1日です。

受審資格がない場合や、願書等の記載事項に虚偽又は不明があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 採用候補者に対して、直ちに採用意思の確認を行います。この意思確認において、「採用辞退」の回答があった場合又は期限内に回答がない場合は、採用される資格を失います。採用辞退等があった場合は、採用候補者の追加発表を行うことがあります。

(3) 採用候補者は、指定する日までに健康診断書の提出が必要です。所定用紙及び提出期限については、第2次審査結果の通知文書でお知らせします。なお、健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合は、採用候補者となった方であっても、採用されない場合があります。

(4) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

8 給料等

初任給は、民間企業等における職務経験年数、最高学歴等を考慮して、一定の基準に基づき決定し、下表の給料表による金額以上が支給されます（ただし、給与改定により変動する場合があります。）。このほか住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。

給 料	給料表
246,300円～	高知市教育職給料表(1)2級1号給～

9 その他

(1) この審査において提出された願書等は、一切返却できません。

(2) 出願内容及び提出書類等に記載された個人情報、教員採用審査に係る問合せ及び令和7・8年度高知市立高等学校臨時教員の意向確認に使用することがあります。

(3) 過去5年間に実施した教員採用審査の教職・一般教養問題及び専門教養問題は、次において閲覧できます。

高知市役所本庁舎1階 113窓口（情報公開・市民相談センター）

高知市本町5丁目1-45 TEL 088-823-9412

(4) 令和8年度高知市立高等学校臨時教員募集要項は、令和7年10月ごろ配付予定です。

注意事項

1 受審票は本人確認に使用しますので審査終了まで大切に保管してください。また、審査会場に必ず持参してください。受審票を持参しなければ、原則として受審することができません。

2 審査途中で受審を中止した場合は、その審査を受けることができません。

3 問題用紙及び答案用紙は必ず提出し、持ち帰ってはいけません。

4 審査会場において、受審者は審査員及び係員の指示に従わなければなりません。

5 審査中は計算機又は計算機能が付いた時計、携帯電話等の使用はできません。

審査日程の変更は原則として行いません。

特に遠隔地から受審される方については、悪天候などによる主要交通機関（鉄道、航空機及び高速バス等）の運休などが予想されるときは、早めに移動するなどして審査に備えるようにしてください。

なお、諸般の事情により審査実施が困難なときは審査を中止し、後日、改めて審査を行うことがあります。その際は、高知市ホームページ学校教育課へ掲載するとともに、願書に記載の連絡先に、審査実施日及び審査結果の発表の日程変更等をお知らせします。